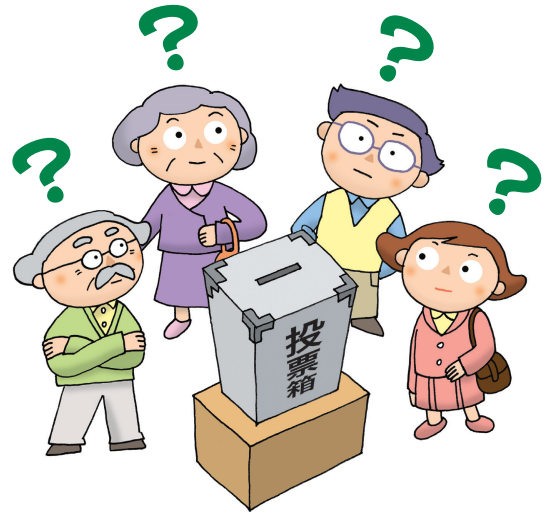


# 「憲法改正国民投票」 って何だろう？

日本国憲法第96条では、憲法の改正は、国会で衆参各議院の総議員の3分の2以上の賛成を経た後、国民投票によって過半数の賛成を必要とすると定められています。

憲法改正国民投票とは、私たちが憲法改正に関して最終的な意思決定をするものであり、そのための具体的な手続が「日本国憲法の改正手続に関する法律（憲法改正国民投票法）」に定められています。

憲法改正国民投票法は、平成19年5月18日に公布、平成22年5月18日から施行されていますが、その一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布・施行されました。この改正により投票日が施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にある国民投票においては、投票権年齢が満18歳以上に引き下げられることになりました。



## ●国民投票の主な流れは？

### ①憲法改正の国民への提案

国会議員により憲法改正案の原案が提案され、衆参各議院においてそれぞれ憲法審査会で審査されたのちに、本会議に付されます。

両院それぞれの本会議にて3分の2以上の賛成で可決した場合、国会が憲法改正の発議を行い、国民に提案したものとされます。

### ②国民の承認

憲法改正案に対する賛成の投票の数が投票総数の2分の1を超えた場合は、国民の承認があったものとなります。

※憲法を改正するところが複数ある場合、憲法改正案は、内容において関連する事項ごとに提案され、それぞれの改正案ごとに一人一票を投じることになります。

## ●誰が投票できるの？

国民投票の投票権は、投票日が平成30年6月20日までにある国民投票においては、満20歳以上の日本国民が有することとされていますが、投票日が平成30年6月21日以後にある国民投票においては、満18歳以上の日本国民が投票権を有することになります。



## ●海外に住んでいるけど投票できるの？

海外にお住まいの方も、国政選挙と同様、「在外公館投票」、「郵便等投票」、「日本国内における投票」が可能です。

これらの投票を行うためには、在外投票人名簿への登録が必要になりますが、登録基準日（国民投票期日の50日前）において、在外選挙人名簿に登録されている方は、特段の手続なく在外投票人名簿に登録され、所持する在外選挙人証を提示することで投票できます。

※登録基準日に在外選挙人名簿に登録されていない方は、国民投票期日の告示日以降一定期間内にお住まいの住所を管轄する日本大使館・総領事館の窓口において、在外投票人名簿への登録申請をしていただく必要があります。



# 憲法改正国民投票の流れ



国会

● 憲法改正原案の発議  
衆議院議員100名以上の賛成  
参議院議員 50名以上の賛成

衆参両議院にて  
憲法改正原案可決

先議の議院

原案の提出を受け、  
憲法審査会での審  
査。本会議における  
可決を経て、後議の  
議院へ送付します。

1 憲法審査会

● 2 での審査  
※両議院憲法審査  
会の合同審査も  
可能です。

● 憲法改正原案  
等を審査する  
常設機関

後議の議院

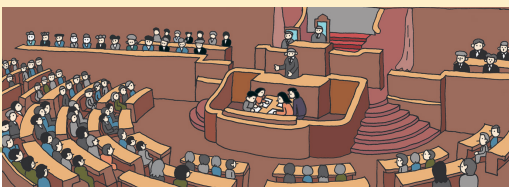
憲法審査会での審  
査を経て、本会議に  
て可決。

2 本会議での可決  
※衆議院及び参議  
院本会議にて総  
議員の3分の2  
以上の賛成で可  
決。

国民投票期日  
の決定

● 憲法改正の発議後60日  
から180日以内

※具体的な期日は、国  
会にて議決されます。



広報周知  
国民投票運動

広報周知

● 国民投票広報協議会の設置  
各議院の議員から委員を10人ずつ選任

● 憲法改正案の内容や賛成意見及び  
反対意見などを掲載した国民投票公  
報の原稿や、投票記載所に掲示する憲  
法改正案要旨を作成するほか、テレビ  
やラジオ、新聞などで憲法改正案等の  
広報を行います。

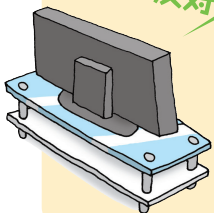
● 総務大臣、中央選挙管理会、都道府  
県及び市区町村の選挙管理委員会  
国民投票の方法や国民投票運動の  
規制その他国民投票の手続きに関  
して必要な事項を国民に周知します。

国民投票運動

● 憲法改正案に対し、賛成又は反対の投  
票をするよう、又はしないよう勧誘する  
ことを「国民投票運動」といいます。国民  
投票においては、投票が公正に行われ  
るための必要最小限の規制が定められて  
います。また、国民投票運動は、表現の自  
由等と密接に関連するため、国民投票運  
動に関する規制や罰則の適用は、これら  
の自由を不当に侵害することがないよ  
う留意することとされています。



憲法改正案  
賛成・反対



投票

投票

投票方法

● 投票は、**憲法改正案ごと**に  
一人一票となります。投票用紙に  
記載された賛成又は反対の文字  
を○の記号で囲み、投票所の投  
票箱に投函します。

また、投票に当たっては、期  
日前投票（投票期日前14日か  
ら）や不在者投票、在外投票な  
どが認められています。

投票用紙

表	折目	裏	折目						
	<p>日本国憲法改正国民投票 選挙管理委員会 都道府県（市）区（町）村 甲</p>	<p>○ 注意 一 憲法改正案の賛成するときは、次の欄内の賛成の文字を○の記号で囲むこと。 二 憲法改正案に反対するときは、次の欄内の反対の文字を○の記号で囲むこと。 三 ○の記号は、押し書きしないで。</p>							
		<table border="1"> <tr> <td>記載欄</td> <td></td> </tr> <tr> <td>賛成</td> <td></td> </tr> <tr> <td>反対</td> <td></td> </tr> </table>	記載欄		賛成		反対		
記載欄									
賛成									
反対									



開票

国民投票の効果

● 憲法改正が国民に  
承認されるのは

賛成投票の数が投票総数\*の  
**2分の1**

を超えた場合

\*賛成投票数と反対投票数の合計数

● 憲法改正の公布の手続き

内閣総理大臣は、直ちに憲法  
改正の公布のための手続きを  
とります。

● 投票結果は、官報で告示  
されます

